○環境省令第四十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づき、及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を実施するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

環境大臣　大塚　珠代

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項第二号中「役員」の下に「（代表者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十九条の二第二項第三号を次のように改める。

三　次条に規定する事業管理責任者に関する次に掲げる書類

イ　次条に規定する事業管理責任者が申請者の役員である場合（ロに掲げる場合を除く。）にあっては、その旨を証する書類

ロ　申請者が地方公共団体である場合にあっては、次条に規定する事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類

ハ　イ及びロ以外の場合にあっては、雇用契約書の写しその他申請者の次条に規定する事業管理責任者に対する使用関係を証する書類

第十九条の二第二項第四号中「安全管理規程」の下に「（法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあっては、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）」を加える。

第十九条の三中「自己の雇用する者」を「、自己の役員又は雇用する者（認定を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、その職員）」に改める。

第十九条の四第一項第一号ニ⑴中「捕獲従事者」の下に「（麻酔銃のみを使用する者を除く。）」を加える。

第十九条の八第三号ニ中「三年」を「五年」に改める。

第十九条の十二第二項中「受けることができる」を「受けなければならない」に改める。

第四十八条第五項中「交付を受けた」を「管轄」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年一月十五日から施行する。

（認定鳥獣捕獲等事業者に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二の認定を受けている者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に同条の認定を受けたものとみなす。この場合において、当該認定を受けたものとみなされる者に係る認定の有効期間は、施行日におけるその者に係る同条の認定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2　この省令の施行前にされた法第十八条の三第一項（法第十八条の七第二項において準用される場合を含む。）の認定の申請であって、この省令の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

3　第一項の規定に基づき法第十八条の二の認定を受けたものとみなされた者及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者に関する法第十八条の六の認定鳥獣捕獲等事業の維持については、なお従前の例による。